

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（規則六 六八）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種		
1 年 未 満	円 415,600	円 369,500	円 309,200	円 50,000	円 51,100
1 年 以 上 2 年 未 満	415,600	369,500	309,200	50,000	51,100
2 年 以 上 3 年 未 満	415,600	369,500	309,200	50,000	51,100
3 年 以 上 4 年 未 満	415,600	369,500	309,200	50,000	51,100
4 年 以 上 5 年 未 満	415,600	369,500	309,200	45,000	51,100
5 年 以 上 6 年 未 満	415,600	369,500	309,200	40,000	51,100
6 年 以 上 7 年 未 満	415,600	369,500	309,200	35,000	49,300
7 年 以 上 8 年 未 満	415,600	369,500	309,200	30,000	47,500
8 年 以 上 9 年 未 満	415,600	369,500	309,200	26,000	45,700
9 年 以 上 10 年 未 満	415,600	369,500	309,200	22,000	43,900
10 年 以 上 11 年 未 満	415,600	369,500	309,200	18,000	42,100
11 年 以 上 12 年 未 満	415,600	369,500	309,200	14,000	40,300
12 年 以 上 13 年 未 満	415,600	369,500	309,200	10,000	38,500
13 年 以 上 14 年 未 満	415,600	369,500	309,200	6,000	36,700
14 年 以 上 15 年 未 満	415,600	369,500	309,200	3,000	35,300
15 年 以 上 16 年 未 満	415,600	369,500	309,200		33,900
16 年 以 上 17 年 未 満	411,200	365,500	305,900		32,500
17 年 以 上 18 年 未 満	406,800	361,500	302,600		31,100
18 年 以 上 19 年 未 満	402,400	357,500	299,300		29,700
19 年 以 上 20 年 未 満	398,000	353,500	296,000		28,300
20 年 以 上 21 年 未 満	393,600	349,500	292,700		26,900
21 年 以 上 22 年 未 満	375,700	333,800	279,700		26,300
22 年 以 上 23 年 未 満	355,900	316,600	265,700		25,700

23年以上24年未満	336,600	299,900	252,200		24,700
24年以上25年未満	317,200	283,000	238,300		24,100
25年以上26年未満	297,700	266,100	224,600		23,500
26年以上27年未満	275,000	245,300	207,000		22,900
27年以上28年未満	252,800	224,900	189,900		22,300
28年以上29年未満	230,400	204,500	172,600		21,500
29年以上30年未満	207,600	183,700	155,000		21,200
30年以上31年未満	182,800	161,800	137,000		20,800
31年以上32年未満	157,900	139,900	118,700		20,200
32年以上33年未満	133,300	118,200	100,800		19,300
33年以上34年未満	97,500	88,200	76,200		18,400
34年以上35年未満	62,200	58,400	51,900		17,700

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員をいう。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、令和五年四月一日から適用する。